

令和2年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

公立・私立の別	設置者	施設名	事業区分	監査の種類	実地・書面の別	実地監査年月日	文書指摘事項	改善状況
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	湖南児童館	【児童館】	指導監査(一般)	実地	R3.1.20	文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	倭文児童館	【児童館】	指導監査(一般)	実地	R3.1.21	文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	西品治児童館	【児童館】	指導監査(一般)	実地	R3.1.20	文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	国安児童館	【児童館】	指導監査(一般)	実地	R3.1.21	文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	古海児童館	【児童館】	指導監査(一般)	実地	R3.1.20	建物・設備の定期点検で、改善すべき点があった場合には、必要に応じて施設所管課と協議し、速やかに対応すること。また、日常の安全点検に建物についての項目を設けて点検結果を記録すること。(児童館ガイドライン第7章1(2)) (・2階ベランダのシート防水が破れ、1階の調理室が雨漏りしている。(7年以上前から雨漏り))	児童館ガイドライン第7章1(2)に示される通り、安全点検簿やチェックリストを設けることで施設並びに遊具等の安全利用に努め、加えて改善箇所の早期発見を図る。 なお、修繕等を要するものについてはその程度により、早期対応するもの、年次的に対応するもの等計画を立て改善を図る。 現在の施設破損箇所については、業者と協議の上で事業費を算定し、計画的な修繕を検討する。
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	西円通寺児童館	【児童館】	指導監査(一般)	実地	R3.1.21	建物・設備の定期点検で、改善すべき点があった場合には、必要に応じて施設所管課と協議し、速やかに対応すること。(児童館ガイドライン第7章1(2)) (・玄関の屋根からの雨漏り(2017年以降継続して指摘) ・遊戯室が雨漏りのため、ひし部分の修繕(同上) ・遊戯室の換気扇3基が作動していない(2019年から指摘) ・汚水マスの不良によりトイレの水が逆流している(2016年以降継続して指摘))	児童館ガイドライン第7章1(2)に示される通り、安全点検簿やチェックリストを設けることで施設並びに遊具等の安全利用に努め、加えて改善箇所の早期発見を図る。 なお、修繕等を要するものについてはその程度により、早期対応するもの、年次的に対応するもの等計画を立て改善を図る。 現在の施設破損箇所については、業者と協議の上で事業費を算定し、計画的な修繕を検討する。
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	下味野児童館	【児童館】	指導監査(一般)	書面		文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	馬場児童館	【児童館】	指導監査(一般)	書面		文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	円通寺児童館	【児童館】	指導監査(一般)	書面		文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	麻生児童館	【児童館】	指導監査(一般)	書面		文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	下佐貫児童館	【児童館】	指導監査(一般)	書面		文書指摘事項なし	
公立	(一社)ともに(運営者) ※設置者:鳥取市	気高児童館	【児童館】	指導監査(一般)	書面		文書指摘事項なし	

改善状況欄について

- ・一部表現を変更し、要点を記載している。
- ・改善状況等報告書提出時点のもの。